

陳 情	受 理 番 号	162	受 理 年 月 日	令和6年8月29日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	那覇市教育委員会が那覇市教職員の不正受給を隠蔽した件について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

那覇市教育委員会が那覇市教職員の不正受給を隠蔽した件について（陳情）

陳情の趣旨

1. 那覇市議会として監査委員に那覇市教育委員会への監査を請求するよう求める。
2. 隠蔽に関与した那覇市教育委員会学校教育課を除く、那覇市教育長主導による弁護士等の専門家を委員に含めた第三者委員会の設立と再調査を求める。
3. 今後このような教育委員会による隠蔽が起こらないよう、那覇市教育委員会が調査委員会等を立ち上げる際は弁護士等の専門家を委員に含むことを必須とする規則を追加するよう求める。

陳情の理由

令和5年8月に私が告発した令和2年から令和4年度にかけて那覇市立中学校に所属している教職員（以下、A教諭）が土日祝日の部活に参加していないにもかかわらず、部活に参加していたと申請書を作成し、教員特殊業務4号（通称：部活動手当）の不正受給していた件につきまして、那覇市教育委員会（以下、市教委）が隠蔽した証拠が集まったため告発の意味も込めて陳情させていただいた。市教委が行った隠蔽はA教諭が提出した捏造された証拠を一切の裏取りもせず、十分な証拠資料と判断し、その証拠をもって不正受給はなかったと判断（隠蔽）した、というものである。

私が調査し確認したところ令和6年3月25日にA教諭が提出した証拠はgoogle mapのタイムラインであり、不正受給が疑われている日にGPSの記録では勤務地に存在していることから部活動に参加している証拠として判断でき、不正受給ではないというものである。しかしながら提出されたGPSの記録というのは個人で容易に編集ができるものであり、信憑性や客観的な証拠としては乏しいものである。そのような証拠であるにもかかわらず、市教委は提出された証拠の裏取りもせず、その場のヒアリングにて十分な証拠資料と判断した（添付資料参照）。その結果、市教委は令和6年3月27日に本不正受給は申請書の記載ミスによって起きたことであると判断し、懲戒処分には該当せず、嚴重注意処分とするとしている。3月25日に証拠が提出され、校長から27日付で最終の事故報告書が提出されているなか、最終の事故報告書が提出されたその日のうちに嚴重注意処分の判断が下されているのは行政として明らかに不自然である。

A 教諭が提出した証拠が捏造されたものであるという証拠として、A 教諭が GPS の記録を基に参加していると主張している日において、A 教諭自ら不参加の連絡してきた SNS のスクリーンショットや部活動記録のために撮影していた数百枚の写真において A 教諭の映り込みが 1 枚もないこと、隠蔽が発覚した後令和 6 年度に校長が実施した生徒への聞き取りにおいて複数名の生徒から A 教諭が不参加であったという証言が確認できている（添付資料参照）。

A 教諭が捏造した証拠は告発者である私や関係者である生徒等に確認を行えばすぐに瓦解する程度のものであり、捏造した証拠を提出できる条件として、告発があった令和 5 年 8 月から証拠提出の令和 6 年 3 月 25 日までに校長や市教委が関係者への聞き取り等の調査を行っていないこと、市教委は提出された証拠の裏取りを行わないことが必須条件であり、校長や市教委が隠蔽に関与していなければ実現不可能なものである。

また校長が提出した事故報告書においても隠蔽を示唆する不自然な点が多数あり、事故原因として報告されていた A 教諭が同僚の提出していた申請を事務から抜き取り部活動手当の申請を行っていた点が最終報では削除され、令和 5 年度の不正受給の一件で新たに追加された「部活動手当の申請には正副顧問の確認を行う。」という規則が令和 2 年度からの問題に遡及し、事故原因を「正副顧問の確認を怠ったせいである。」と巻き込まれた私にも非があるような文面に書き換えられている。本報告書を作成した校長に確認したところ市教委からの削除依頼に応じて文章を削除したことを認めた。それらに加え、校長は A 教諭の主張が私の提出した不正受給の証拠と矛盾していたため私から提出された証拠を A 教諭と共有したことや令和 5 年に追加された規則を令和 2 年度からの問題に遡及し私や私の前任者にも非があるような文章に書き換えて報告書を提出したことも認めている。

以上のことから本件の不正受給隠蔽は組織的な犯行であると考えられ、那覇市議会は早急に市教委に対し監査委員会を介入させ是正を行い、市教委を A 教諭関係の調査から外し A 教諭関係の問題は全て第三者委員会によって再調査を行い、二度と同じような隠蔽工作が行われないよう隠蔽を行った経緯を明確にし、今後市教委による隠蔽が行えないような体制を構築することが必須である。

現状、市教委が A 教諭の捏造された証拠を十分な証拠資料とし不正受給はなかったと判断（隠蔽）しているため、相対的に私の行った告発や用意した証拠全てが虚偽であると判断されている。このことから私は懲戒処分の対象となる虚偽報告に該当してしまっているため、いつでも市教委からの報復的な懲戒処分を受けてしまう立場となってしまった。また逆に私に懲戒処分を下せないとなると市教委は私の告発や証拠を虚偽と判断していないため、A 教諭の提出した証拠を十分な証拠資料と認めたことと矛盾し、恣意的な理由によって A 教諭の不正受給を隠蔽したことの証左となる。

市教委は今までの陳情の回答において虚偽や以前の回答と大きく矛盾する回答を行うなど教育福祉委員会を軽視しているような回答が多く見られたため、市教委からの虚偽等を撤回し、より詳細な情報を市議の皆様にお伝えするため、私の参考人招集を希望します。